

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年6月10日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年6月10日（月）午前10時00分～ 本庁舎3階会議室301

2 出席者

公共施設マネジメント課 高山課長、落合主査、佐藤主任主事、齋藤主事補

3 件名

公共施設に関する意見交換会等の開催について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・個別施設計画を策定することのだが、「個別」とは施設単位のことか。
⇒地域単位である。市内を5つの地域に分けし、その地域ごとに個別施設計画を策定する。なお、学校については、長寿命化計画を策定する。
- ・意見交換会等の参加者は、実際に公共施設の現地見学をするのか。
⇒公共施設の写真を取り、施設の利用状況と併せて、スライドで説明する。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

報告書(行政経営戦略会議)

部課名 総務部 公共施設マネジメント課

件名	公共施設に関する意見交換会等の開催について																																			
内容	<p>【趣旨】 本市では、昭和54年の千葉ニュータウンの街開きを契機に、小中学校をはじめとした公共施設等について集中的に整備してきた。そのため、建築から30年以上経過した公共施設が市全体の5割強を占めており、今後一斉に建替え等の更新時期を迎える見込みである。限られた財源の中では、今後の公共施設のあり方について、総合的かつ計画的に検討していく必要がある。</p> <p>そこで、公共施設に対する地域住民のニーズを把握するため、地域ごとに意見交換会等を開催する。はじめは、小学校区まちづくり協議会設立準備会の設立に動き出している第三小学校区から実施し、その後、他の地域でも同様に実施する。(開催スケジュールは別紙のとおり)</p> <p>【意見交換会】 (目的) 地域住民に公共施設に関する意見交換をしていただき、地域住民のニーズを把握する。 (メンバー) 無作為抽出名簿登録者及び公募から、計16名程度選出する。 全てを公募とすると、施設利用者のみでメンバーが構成され、意見に偏りが出る可能性があるため、無作為抽出により選出する。また、全てを無作為抽出とすると、施設利用者がメンバーに加われない可能性があるため、若干名を公募により選出する。 公募は、無作為抽出メンバーが確定した後に実施し、概ね無作為抽出7、公募3の割合を目安とする。無作為抽出からの選出が割合に満たない場合は、公募からの選出人数を増やすことで対応する。 なお、無作為抽出メンバーは、地域住民である名簿登録者(第三小学校区8名)からの選出を優先とするが、登録人数が少ない場合は、同じ中学校区等の名簿登録者(大山口小学校8名)からも選出する。 また、公募は地域住民(第三小学校区在住者)であることを応募条件とし、選出する。 (報酬) 無作為抽出及び公募ともなし。</p> <p>【勉強会】 (目的) 意見交換会の前に、公共施設の現状などについて勉強会を開催し、共通認識を図ることにより、充実した意見交換会とする。 (参加者) 意見交換会メンバー及び市内在住、在勤、在学者(先着100名) 公共施設の現状等について広く市民に知ってもらうため、意見交換会メンバー以外にも、広報等で参加者を募集する。参加は、事前予約制で、先着100名とする。</p>																																			
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【総務部内会議】 ・9月29日に第三小学校区で総合計画のタウンミーティングが開催されるので、日程調整に注意すること。 ・第三地区(大山口小学校、清水口小学校、七次台小学校)の人口が他の地区より多いので、意見交換会のメンバー数や意見交換会の回数など考慮すべきではないか。 ・地区ごとで同様の公共施設の考え方が違った場合は、どう扱うのか。</p>																																			
スケジュール	<p>【第三小学校区のスケジュール】 ・6月11日 無作為抽出登録名簿からメンバー12名程度を選出(6月末までに選出) ・7月1日 広報等にて意見交換会、勉強会の開催周知及び参加者募集(7月末まで募集) ・8月中旬 意見交換会、勉強会の参加者決定 ・8月23日 勉強会(1回目)14:00～16:00(金曜日) ・8月25日 勉強会(2回目)18:00～20:00(日曜日) ・9月中旬 意見交換会(1回目) ・9月下旬 意見交換会(2回目) ・10月 意見まとめ ※その他の地域を含めた開催スケジュールは別紙を参照。</p> <table border="1" data-bbox="319 1792 1495 1982"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>無</td> <td></td> <td>報道発表</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>有</td> <td>行政運営報告(6月臨時)</td> <td>広報・HP等</td> <td>有</td> <td>広報・HP・意見交換会等</td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>有</td> <td>意見交換会、勉強会</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>付議書公表</td> <td colspan="5"> <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで </td> </tr> </tbody> </table>						項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	無		報道発表	無		議会説明	有	行政運営報告(6月臨時)	広報・HP等	有	広報・HP・意見交換会等	市民参加	有	意見交換会、勉強会				付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで				
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																															
条例規則	無		報道発表	無																																
議会説明	有	行政運営報告(6月臨時)	広報・HP等	有	広報・HP・意見交換会等																															
市民参加	有	意見交換会、勉強会																																		
付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで																																			
参考情報	<p>関係法令等</p> <p>関係課</p> <p>事業費 千円 (うち特定財源 千円)</p>																																			

意見交換会年間スケジュール表

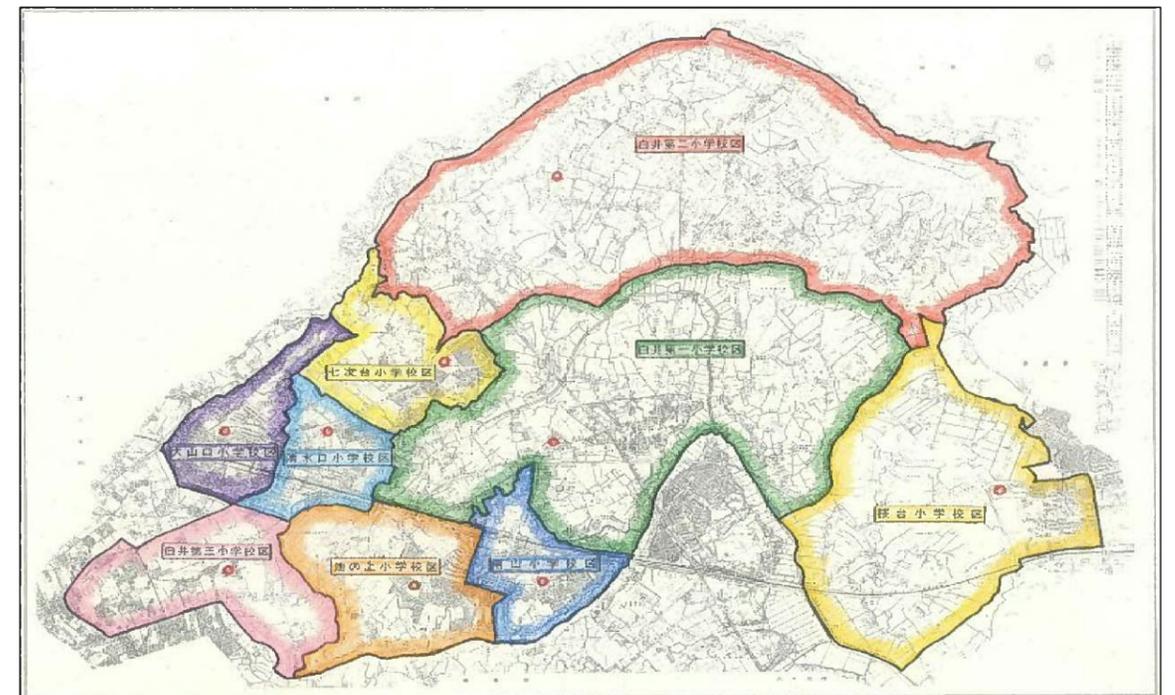
	令和元年										令和2年										令和3年	
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
白井第三小学校区	← 募集選定・勉強会①②・意見交換会①②・意見まとめ、公表 →																					
大山口小学校区 清水口小学校区 七次台小学校区	← 募集選定・勉強会①②・意見交換会①②・意見まとめ、公表 →																					
桜台小学校区											← 募集選定・勉強会①②・意見交換会①②・意見まとめ、公表 →											
南山小学校区 池の上小学校区											← 募集選定・勉強会①②・意見交換会①②・意見まとめ、公表 →											
白井第一小学校区 白井第二小学校区											← 募集選定・勉強会①②・意見交換会①②・意見まとめ、公表 →											
個別施設計画策定	↔ ・行政運営報告（6月） ※意見交換会の実施について報告																				← 個別施設計画策定 →	

【参考】白井市公共施設の最適配置等検討方針より抜粋

市は、小中学校、コミュニティ施設のように地域に密着した公共施設の個別施設計画を策定するときは、次の地域ごとに市民と検討します。

地域	小学校区	対象施設数	人口 H30.4 現在	内訳(施設名称)			
				学校教育施設	コミュニティ施設等	学童保育所	その他
1	白井第一小学校区	6	10,225 人	・白井第一小学校 ・白井第二小学校 ・白井中学校	・白井コミュニティセンター ・白井児童館 ・公民センター		
	白井第二小学校区						
2	白井第三小学校区	4	9,602 人	・白井第三小学校	・学習等供用施設(富士センター)	・白井第三学童保育所 ・白井第三第2学童保育所	
3	大山口小学校区	11	23,611 人	・大山口小学校 ・清水口小学校 ・七次台小学校 ・大山口中学校 ・七次台中学校	・西白井複合センター ・西白井コミュニティプラザ	・大山口学童保育所 ・大山口第2学童保育所 ・七次台学童保育所	・てのひら館
	清水口小学校区						
	七次台小学校区						
4	南山小学校区	6	13,415 人	・南山小学校 ・池の上小学校 ・南山中学校	・白井駅前センター	・池の上学童保育所	・ハッピー・プラザ(旧池の上学童保育所)
	池の上小学校区						
5	桜台小学校区	3	6,881 人	・桜台小学校 ・桜台中学校	・桜台センター		

【参考】市内小学校区一覧



白井市公共施設の最適配置等 検討方針

平成31(2019)年3月
千葉県白井市

1 公共施設の最適配置等検討方針とは

(1) 目的と位置付け

市は、市が保有する公共施設について、白井市公共施設等総合管理計画に即した公共施設の個別施設計画を策定することとしています。

市には、コミュニティ施設などの公共施設のように最適配置等（白井市公共施設等総合管理計画で定める公共施設の最適配置や官民連携。以下「最適配置等」という。）が必要な施設と庁舎などの公共施設や道路などのインフラ施設のように目的や機能を変えずに長寿命化が必要な施設があります。

市は、公共施設の最適配置等を検討するため、次のとおり公共施設の最適配置等検討方針（以下「最適配置等検討方針」という。）を定めます。

(2) 対象施設

最適配置等検討方針の対象となる最適配置等が必要な公共施設は、次の公共施設とします。それ以外の公共施設は、原則として、長寿命化が必要な公共施設とします。

最適配置等が必要な公共施設（最適配置等検討方針の対象施設¹）

保健福祉センター、文化センター、西白井複合センター、白井駅前センター、桜台センター、公民センター、学習等供用施設（富士センター）、白井コミュニティセンター、白井児童館、福祉センター、西白井コミュニティプラザ²、小学校（9校）、中学校（5校）、保育園（3園）、市民プール、白井運動公園管理棟、学校敷地内専用施設学童保育所（5施設）、ひだまり館、てのひら館、ハッピー・プラザ（旧池の上学童保育所）、農業センター、学習等施設（旧平塚分校）、障害者支援センター、高齢者就労指導センター

長寿命化が必要な公共施設

市役所庁舎、学校給食センター、公園内建築物（白井運動公園管理棟を除く12施設）、消防施設（21施設）、上下水道施設（4施設）

将来的に廃止又は処分する公共施設

学校給食共同調理場、旧広報室、ピット第一、オージーコートヴィレッジ自治集会所、白井小町自治集会所³

¹ 公共施設の最適配置等は、建物について検討していくことから、複合施設は、1施設として取り扱っています。同様に学校校舎内に併設する学童保育所等は、小学校として取り扱っています。

² 西白井コミュニティプラザは、平成31年3月現在建設中の施設です。

³ 2つの集会所は、開発事業者から寄贈を受けたもので、現在は市の所有ですが、将来的には自治会に寄贈する予定です。

2 最適配置等検討方針

最適配置等検討方針は、次のとおりとします。

(1) 新たな公共施設は、原則として建設しない

市は、公共施設に関する新たな行政ニーズが生じない限り、新たな公共施設を原則として建設しないこととします。

(2) 公共施設の機能の見直し

市は、将来を見据えた個々の公共施設に必要な機能の見直しを進めます。

(3) 公共施設の利活用

市は、「白井市公有財産利活用基本方針」に基づいて、市民サービスの向上を図りながら、財源確保に取り組むため、民間企業等に売却や貸付等を行うことで、公共施設を利活用します。

(4) 官民連携手法の積極的な活用

市は、民間事業者の資金・施設・創意工夫を積極的に活用することで、市の財政負担を軽減しながら、公共施設の最適配置や適切な維持更新を図ります。

(5) 学校教育施設の活用

市は、公共施設の集約化や複合化を検討するに当たっては、今後の人口減少や少子化を踏まえ、必要に応じて、地域コミュニティ施設の一つとして小中学校などの学校教育施設を活用します。

3 公共施設の最適配置等の検討の進め方

市は、公共施設の最適配置等の検討を進めるため、次のとおり取り組みます。

(1) 市民との情報共有

市は、市民が個々の公共施設に必要な機能について検討できるように、市の財政状況や公共施設の現状などの情報を市民と共有します。

(2) 地域における公共施設の個別施設計画の検討

市は、小中学校、コミュニティ施設のように地域に密着した公共施設の個別施設計画を策定するときは、次の地域ごとに市民と検討します。

地域	小学校区	対象施設数	人口 H30.4 現在	内訳(施設名称)			
				学校教育施設	コミュニティ施設等	学童保育所	その他
1	白井第一小学校区	6	10,225 人	・白井第一小学校 ・白井第二小学校 ・白井中学校	・白井コミュニティセンター ・白井児童館 ・公民センター		
	白井第二小学校区						
2	白井第三小学校区	4	9,602 人	・白井第三小学校	・学習等供用施設(富士センター)	・白井第三学童保育所 ・白井第三第二学童保育所	
3	大山口小学校区	11	23,611 人	・大山口小学校 ・清水口小学校 ・七次台小学校 ・大山口中学校 ・七次台中学校	・西白井複合センター ・西白井コミュニティプラザ	・大山口学童保育所 ・大山口第2学童保育所 ・七次台学童保育所	・てのひら館
	清水口小学校区						
	七次台小学校区						
4	南山小学校区	6	13,415 人	・南山小学校 ・池の上小学校 ・南山中学校	・白井駅前センター	・池の上学童保育所	・ハッピー・プラザ(旧池の上学童保育所)
	池の上小学校区						
5	桜台小学校区	3	6,881 人	・桜台小学校 ・桜台中学校	・桜台センター		

なお、文化センターや市民プールのように市内に1つしかない公共施設や保育園のように利用者が限定されている次の公共施設の個別施設計画を策定するときは、原則として、公共施設ごとに市民の意見を聞きながら検討します。

保健福祉センター、文化センター、福祉センター、保育園(3園)、市民プール、白井運動公園管理棟、農業センター、学習等施設(旧平塚分校)、障害者支援センター、高齢者就労指導センター、ひだまり館

(3) 市における公共施設の個別施設計画の決定

市は、地域における検討結果を尊重して、公共施設の個別施設計画を決定します。

(4) 公共施設に関する統括部門の設置

市は、公共施設の所管課間の情報共有と全体調整を図るための統括部門として、公共施設マネジメント課を新設します。

公共施設の最適配置等の検討については、公共施設マネジメント課の調整のもと、関係する所管課が一体となって取り組むこととします。

